## 参照条文

## 0 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)(抄)

(療養補償)

療養の費用を負担しなければならない。 第七十五条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な

2 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

## 0 労働基準法施行規則 (昭和二十二年厚生省令第二十三号)

別表第 の二 (第三十五条関係) 法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、 別表第一 の二に掲げる疾病とする。

一 <u></u> 六

ん原性物質若しくは がん原性因子又はがん原性 工 程 に おける業務による次に掲げる疾

2

3

ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺が、四―ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍四―アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍 W

が胞 んが W

皮膚がん、 骨 肉 腫 甲 - 状腺 が ん 多発性 骨 髄 腫 又は非ホジキンリン

発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん

気道  $\mathcal{O}$ が

砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機:ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のが.クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上. |砒素化合物を製造する工程に||ん おける業務に

す 付随する疾病その他がん原性物質若しくはがパラフィンにさらされる業務による皮膚がん

務又はがん原性工程に1から20までに排した 1 (はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病たら20までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その2、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらだがん又は皮膚がん ん原性因子にさらされる

八~十